

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第14号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
(市町等が処理する事務の範囲等)		(市町等が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1)～(21) 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 有田町 太良町	1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1)～(21) 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神埼市 基山町 有田町 <u>大町町</u> 太良町
1の2～8 略		1の2～8 略	
8の2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。	佐賀市	8の2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第26条第1項の規定により、立入検査をさせること</u> （ <u>大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項第3号の規定により地方自治法第252条の26の3第1項の特例市</u> の長が	佐賀市

改正前	改正後
	行うこととされた立入検査を除く。)。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。
8の3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 第22条第1項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。	<u>8の3 削除</u>
8の4～10の3 略	8の4～10の3 略
11 計量法（平成4年法律第51号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略	11 計量法（平成4年法律第51号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略
11の2～21 略	11の2～21 略
22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下の号から第25号までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1) 法第29条第1項又は第2項の規定により、開発行為の許可をすること。 (2) 法第34条第13号の規定による既存の権利者からの届出を受理すること。 (3) 法第34条第14号の規定により、開発審査会の議を経ること。 (4) 法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を行うこと。	各市（佐賀市を除く。）

改正前	改正後
<p>(5) 法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可をすること。</p> <p>(6) 法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第36条第1項の規定による工事の完了の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第36条第2項の規定により、工事の検査をし、及び検査済証を交付すること。</p> <p>(9) 法第37条第1号の規定により、建築物の建築又は特定工作物の建設に関し、支障がないと認めること。</p> <p>(10) 法第38条の規定による工事の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第41条第1項の規定により、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限を定めること。</p> <p>(12) 法第41条第2項ただし書の規定により、建築物の建築の許可をすること。</p> <p>(13) 法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等の許可をすること。</p> <p>(14) 法第42条第2項（法第52条の2第2項（法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、第53条第2項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、国が行う行為について協議をすること。</p> <p>(15) 法第43条第1項の規定により、建築物の</p>	

改正前	改正後
<p>新築等の許可をすること。</p> <p>(16) 法第43条第3項の規定により、建築物の新築等の協議を行うこと。</p> <p>(17) 法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>(18) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定により、開発審査会の議を経ること。</p>	
<p>23 法に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>各市町（佐賀市を除く。）</p>
24～28 略	
	<p>23 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下の号から第25号までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>(1)～(8) 略</p>
	各市町（佐賀市を除く。）
24～28 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成26年6月1日において、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第1号の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により知事がした認証その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大町町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、大町町長がした認証その他の行為又は大町町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。